職長・安全衛生責任者教育のご案内

旭川地方労働基準協会（インボイス発行事業者）
〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

この講習会を修了すると下の二つの教育を修了したものと認められています。

新任の職長等への教育

建設業、製造業(一部除く)、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業では、新たに職長になった者、作業中の労働者を直接指揮・監督する者への教育が必要です。
（労働安全衛生法第60条）
追加➔食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業(R5.4.1施行)

安全衛生責任者への教育

建設業で50人以上の労働者が働く工事現場(ずい道等の建設の仕事等は30人以上)に入る下請事業者は、安全衛生責任者の選任が必要です。　（労働安全衛生法第16条）

この安全衛生責任者が労働災害を防止するために適切な業務を遂行するために必要な教育内容が厚生労働省から示されています。

【受講対象】
◆現場監督、班長等、労働者を直接指揮・監督する者、その職務に就く予定の者
◆建設業の下請けの事業者
◆機械設備の備え付け工事等に携わるような方にもお勧めします。

１．講習日程（２日間・１４時間）

受講日		時間(休憩含)	会場	受付期間	定員
第3回	R8. 10. 19(月)	9:00～18:00	旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室（旭川市6条通4丁目）	8/19～10/5	50名
	R8. 10. 20(火)	9:00～17:00			
第4回	R9. 1. 7(水)	9:00～18:00	旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室（旭川市6条通4丁目）	11/6～12/23	50名
	R9. 1. 8(木)	9:00～17:00			

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

２．講 習 料

会　員　２６，０７０円　消費税10%含
（内訳：受講料24,200円、テキスト代2冊1,870円）
会員外　２８，２７０円　消費税10%含
（内訳：受講料26,400円、テキスト代2冊1,870円）

※受講料の支払方法は原則振込となります。
（申込書受理後、請求書を発行いたします）

３．申込方法

受付期間内に、申込書を当協会に提出して下さい。
※先着順に受付し、定員に達し次第しめきりますので、事前に受付状況をご確認下さい。

４．添付するもの

写真１枚（30ミリ×24ミリ）

５．修了証等

２日間の講習終了後、事業所に実施証明書と、受講者に修了証を交付いたします。

６．注意事項

欠席の場合、講習前日までに申し出がない時は、講習料の返金はできませんので、予めご了承願います。

講　習　内　容

- 作業手順の定め方
- 労働者の適正な配置の方法
- 指導及び教育の方法
- 作業中における監督及び指示の方法
- 危険性又は有害性等の調査の方法
- 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置
- 設備、作業等の具体的な改善の方法
- 異常時における措置　・災害発生時における措置
- 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法
- 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法
- 安全衛生責任者の役割
- 安全衛生責任者の心構え
- 労働安全衛生関係法令等の関係条項
- 安全施工サイクル
- 安全工程打合せの進め方

労働安全衛生規則第40条及び厚生労働省通達(基発第178号 H13.3.26)で定められたカリキュラムにより実施いたします。
（平成18年4月に施行された改正安衛法により、リスクアセスメントに関する項目が追加されました）

職長教育→R9.3.16～17　職長・安全衛生責任者(再教育)→R9.2.1

写真
30㎜×24㎜
裏面に氏名を記入して下さい。

職長・安全衛生責任者教育申込書

●太枠の部分に、黒ボールペン等で、楷書で記入して下さい。

<u>氏名は略さないで住民票(運転免許証)のとおり正確に記入して下さい。</u>

(例)斉藤の「斉・斎・齋」、渡辺の「辺・邊・邉」、高橋の「高・髙」など

※印の欄は記入しないで下さい

受講日	／　～　／	※ 受講番号	

フリガナ		昭和・平成　年　月　日生	
氏　名			
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記（ 希望する ・ 希望しない ）		
	併記を希望する場合は、右欄に旧姓又は通称を記入➡ ★戸籍抄本、住民票等の添付が必要		
役　職		性別	男 ・ 女
住　所	〒　－　携帯(　－　－　)		

事業場名			
事業場所在地	〒　－		
業　種		労働者数	名
連絡先	電話　－　－	FAX　－　－	
	担当者	担当者部署	
講習料支払方法	※原則振込となりますので、講習日の１０日前までに納入願います。		

※会員区分	会　員	コード№.53	講習料 ２６，０７０円	※入金日
	非会員	コード№.54	講習料 ２８，２７０円	

年　月　日

旭川地方労働基準協会　行き

〒070-0043

旭川市常盤通１丁目道北経済センター６階

電話 0166-22-8621　FAX 0166-22-8687

●申込書はコピーして使用いただけます。

当協会ホームページからダウンロードもできます。http://www.asahikawa-lsa.jp

旭川地方労働基準協会　検索